

吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰等の影響により経営負担が増大している、町内事業者等（以下「事業者」という。）の持続的な経営に向け、事業者が実施する販路拡大や生産性向上を図るための取組みに対し、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町長が必要、かつ、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象、補助対象経費、交付の率、事業者区分及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費が国、県その他の補助事業の補助対象となっている場合にあっては、補助対象外とする。

交付の対象	補助対象経費	交付の率	事業者区分	交付の限度額
町内において事業所又は店舗等を有する者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者を除く。）で次のいずれにも該当する者。 ア 販路拡大や生産性向上を図るための取組みを行う者 イ 申請者等が暴力団に関与していない者	補助対象経費は次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。 (1)改修費 (2)備品購入費 (3)広告宣伝費 (4)ウェブサイト関連費 (5)展示会等出店費 (6)前各号に掲げるもののほか、その他町長が認める経費 ※令和5年4月	補助対象経費の2/3以内（1,000円未満切捨て）	令和元年、令和2年、令和3年、令和4年のいずれかの年の売上高（以下この表において「売上高」という。）が50万円以上100万円未満の事業者	5万円
			売上高が100万円以上300万円未満の事業者	10万円
			売上高が300万円以上500万円未満の事業者	20万円
			売上高が500万円以上の事業者	30万円

ウ 今後も引続き事業を継続していく意思のある者	1日以降に着手し、令和6年2月28日までに完了した事業を対象とする。			
-------------------------	------------------------------------	--	--	--

(補助事業の申請期間)

第3条 事業申請期間は令和5年7月3日から令和5年10月31日(必着)とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付対象者」という。)が規則第4条の規定により提出する申請書は、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金交付申請書(様式第1号)とし、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 交付申請は、1事業者あたり1回までとする。ただし、町内に複数店舗を有している事業者等は、店舗ごとに申請できるものとする。

3 交付決定の前に完了した事業に要した経費については、適正と認められる場合には、補助の対象とする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金交付対象者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助金交付対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に町長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 補助金交付対象者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金交付対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金交付対象者は、規則第9条第1項の規定により次の各号のいずれかに該当するとき

は、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に、関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は除く。

ア 補助目的に変更をもたらすのではなく、かつ、補助金交付対象者の自由な創意によって、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、規則第9条第2項の規定により補助金の交付の変更等を決定したときは、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金変更（中止・廃止）交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 規則第10条に規定する実績報告書は、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金実績報告書（様式第5号）とする。

2 補助金交付対象者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金確定通知書（様式第6号）により補助金交付対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 町長は、第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金交付対象者に対し、補助金の一部を概算払により交付することができる。

2 補助金交付対象者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、吉賀町物価高騰等対策経営継続補助金概算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の調査及び報告）

第12条 町長は、この要綱を適正に運用するため必要と認める場合は、補助金交付対象者に対して、必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、補助金交付対象者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、規則第15条第1項の規定により第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部
の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条
第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金交付対象者が法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基
づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金交付対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金交付対象者が、補助事業に関して不正又は不当な手段により交付決定又は交付を
受けた場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がな
くなった場合

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助事業が
交付されているときは、期限を付して当該補助事業の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年7月3日から適用する。